

(案)

資料 3

討議資料

食品健康影響評価の実施

条 文	検討項目	現 状	今後の方向	関係条文等
<p>(食品健康影響評価の実施)</p> <p>第11条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であつて、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価（以下「食品健康影響評価」という。）が施策ごとに行われなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき。</p> <p>二 人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき。</p> <p>三 人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき。</p> <p>2 前項第3号に掲げる場合においては、事後において、遅滞なく、食品健康影響評価が行われなければならない。</p> <p>3 前2項の食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われなければならない。</p>	<p>1. 評価の基本的考え方</p> <p>食品健康影響評価を行う際に、食品供給行程の各段階における評価対象の考え方</p> <p>① 農林水産物の生産段階</p> <p>② 食品の製造・加工段階</p> <p>③ 食品の流通・販売段階</p>	<p>食品供給行程において、食品の安全性に影響を及ぼしうる、肥料、農薬、飼料、動物用医薬品、食品添加物等を規制する「食品衛生法」、「農薬取締法」、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」等に基づく規格・基準の設定等について、食品健康影響評価の実施を義務づけている（食品安全基本法（以下「基本法」という。）第24条第1項）。</p> <p>平成15年10月20日現在29件の評価要請があり、そのうち延べ15件の食品健康影響評価を実施。</p> <p>なお、「サウロパス・アンドロジナス（いわゆるアマメシバ）を大量長期に摂取させることが可能な粉末、錠剤等の形態の加工食品」については、同年8月29日に厚生労働大臣から評価要請を受け、9月4日に食品健康影響評価を実施し、その結果を厚生労働大臣あてに通知している。</p>	<p>食品供給行程の各段階において、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあるものとして最終食品に残留する可能性のある生物学的、化学的又は物理的な要因の評価が行われなければならない。</p> <p>① 農林水産物の生産段階においては、農薬、肥料、飼料、動物用医薬品等の生産資材やO157、カドミウムなどの周囲の環境に含まれる可能性のあるものが最終食品に残留し、その食品を摂取することによりその要因が及ぼす可能性がある健康への影響の評価が行われなければならない。</p> <p>② 食品の製造・加工段階においては、添加物や器具、容器包装、洗浄剤に含まれ、又は原料から生成する可能性がある生物学的、化学的又は物理的な要因が最終食品に残留し、その食品を摂取することによりその要因が及ぼす可能性がある健康への影響の評価が行われなければならない。</p> <p>③ 食品の流通・販売段階においては、器具や容器包装に含まれ、又は当該食品から生成する可能性がある生物学的、化学的又は物理的な要因が最終食品に残留し、その食品を摂取することによりその要因が及ぼす可能性がある健康への影響の評価が行われなければならない。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第23条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次条の規定により、又は自ら食品健康影響評価を行うこと。</p> <p>三～八 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(委員会の意見の聴取)</p> <p>第24条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かななければならない。ただし、委員会が第11条第1項第1号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第3号に該当すると認める場合は、この限りでない。</p> <p>一～十四 (略)</p> <p>2 関係各大臣は、前項ただし書の場合（関係各大臣が第11条第1項第3号に該当すると認めた場合に限る。）においては、当該食品の安全性の確保に関する施策の策定の後相当の期間内に、その旨を委員会に報告し、委員会の意見を聴かななければならない。</p> <p>3 第1項に定めるもののほか、関係各大臣は、食品の安全性の確保に関する施策を策定するため必要があると認めるときは、委員会の意見を聴くことができる。</p>

( 案 )

条 文	検討項目	現 状	今後の方向	関係条文等
	<p>2 . 例外措置の具体的内容 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本法第24条第1項各号に掲げる場合以外でも、関係各大臣が食品の安全性の確保に関する施策を策定するため必要があると認めるときは、食品健康影響評価を行うこととされている（基本法第24条第3項） 現在まで、「食品からのカドミウム摂取」及び「伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等」について評価要請があり、後者については既に食品健康影響評価を実施。</li> <li>・ 食品安全委員会自ら食品健康影響評価を行うこともできる（現在まで実績なし）。</li> </ul> <p>動物用医薬品等及び特定保健用食品について、施策の内容からみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本法第24条第1項に基づく食品健康影響評価の対象範囲については、国内外の最新の科学的知見に基づき、及び関係法令の改正に対応し、適切に変更することとする。 緊急を要する事項については、その食品健康影響評価を優先的に行うこととする。</li> <li>・ 関係行政機関は、基本法第24条第1項各号に掲げる場合以外でも、所管法律等に基づく施策が食品の安全性の確保に関するかどうかについてよく検討し、適切に食品健康影響評価の要請を行うこととする。</li> <li>・ 食品安全委員会は、国内外の科学的知見や危害情報の収集・分析、国民からの意見等に基づき、国民の健康への悪影響が生ずるおそれがあると認められる場合には、自らの判断により食品健康影響評価を実施することとする。</li> <li>・ 食品安全委員会は、自ら行うべき食品健康影響評価の対象について、定期的に点検することとする。</li> <li>・ 食品健康影響評価の定義を踏まえ、適切に判断する。</li> </ul>	

( 案 )

条 文	検討項目	現 状	今後の方向	関係条文等
	<p>必要でないときと食品安全委員会 が認める場合</p> <p>人の健康に及ぼす悪影響の内容 及び程度が明らかである場合</p> <p>人の健康に悪影響が及ぶことを 防止し、又は抑制するため緊急を 要する場合で、あらかじめ食品健 康影響評価を行ういとまがないと 関係各大臣が認める場合</p> <p>3 . 食品健康影響評価の円滑な実施に 向けたその手順及び手法等 食品健康影響評価の開始前</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係各大臣が食品安全委員会 の意見を聴く場合</li> </ul> <p>・ 食品安全委員会自ら行う場合</p>	<p>て食品健康影響評価を行うことが 明らかに必要でないときと食品安 全委員会が認める場合について検 討。動物用医薬品等については、 食用に供しない動物である犬又は 猫のみを対象とするものの承認等 を行う場合、既承認動物用医薬品 等と有効成分、効能及び用量とも 変更のない動物用医薬品等の承認 を行う場合等、特定保健用食品に ついては、既許可等特定保健用食 品と商品名又は申請者のみが異な るもの等が食品健康影響評価を行 うことが明らかに必要でないもの とされた。</p> <p>実績なし</p> <p>食品健康影響評価については、平成 15年10月20日現在29件の評価 要請があり、そのうち延べ15件の評 価を実施。このうち、「アルカリ処理 をした液状の肉骨粉等を肥料として利 用すること」については、国民から意 見・情報を募集。</p>	<p>例えば、 使用の実態がないことによる添 加物の指定の取消し 食品健康影響評価の結果を踏ま えて策定された基準等に違反した 場合の廃棄命令、許可の取消し等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例えば、食品の腐敗、有害物質の 混入、病原微生物による汚染等食品 衛生法第4条に規定される場合</li> <li>・ 原則に対する例外措置であること を十分考慮する必要</li> <li>・ なお、基本法第24条第2項の規 定の遵守が必要</li> <li>・ 評価の目的、対象、評価作業につ いて、事前に関係行政機関において 共通の理解を得ることとする。</li> <li>・ リスク管理機関は、評価結果に基 づき講じようとするリスク管理上の 対応について説明することとする。</li> <li>・ その項目についての関係者相互間 の情報及び意見交換の必要性</li> </ul>	

( 案 )

条 文	検討項目	現 状	今後の方向	関係条文等
	<p>食品健康影響評価</p> <p>食品健康影響評価の終了時</p> <p>評価の手法</p> <p>4. 食品安全委員会の行う勧告等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在のところ、勧告・意見の実績はなし。</li> <li>食品安全委員会が食品の安全性の確保のため講ずべき施策について勧告した場合等において、広く国民から勧告等に基づき講じられる施策の実施状況について報告を受けるとともに、食品の安全性の確保に関する意見、要望などを聴取し、施策の推進を図るため全国で470名の食品安全モニターを依頼。平成15年9月に食品の安全性に関する第1回目のアンケート調査を実施した</li> <li>リスク管理の実施状況を的確に把握するために、市販されている食品や、流通過程の食品を無作為に購入した上で、食品中の化学物質や微生物等の検査を行い、リスク管理の実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外のリスク評価機関と連携・協調を図りつつ評価を行う</li> <li>食品健康影響評価に用いた情報のホームページ等による公表。個人情報などへの配慮。</li> <li>専門調査会の結論について、原則として意見募集を行うこととする。</li> <li>評価結果の関係各大臣への通知</li> <li>その内容のホームページ等による公表</li> <li>国民の関心が高い事項の場合には、必要に応じ、評価結果についてわかりやすく解説を行い、ホームページ等により公表することとする。</li> <li>微生物への対応を強化</li> <li>定量的リスク評価を重点的に推進</li> <li>勧告については、食品健康影響評価の結果に基づき、又は食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告</li> <li>意見については、食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に意見を述べる</li> <li>勧告・意見については、ホームページ等を通じて公表</li> </ul>	<p>(所掌事務)</p> <p>第23条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。</p> <p>四 第2号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。</p> <p>五 食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要があると認め</p>

( 案 )

条 文	検討項目	現 状	今後の方向	関係条文等
		施状況を把握する食品安全実態モニタリング調査を実施予定（例えば、かび毒であるパツリンについての食品健康影響評価を行った際、委員から、モニタリング調査を行うべきであるとの意見が出されている）。		るときは、関係行政機関の長に意見を述べること。 六（略） 七 第2号から前号までに掲げる事務に係る関係者相互間の情報及び意見の交換を企画し、及び実施すること。 八（略） 2（略） 3 委員会は、前項の規定による通知を行ったとき、又は第1項第3号若しくは第4号の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その通知に係る事項又はその勧告の内容を公表しなければならない。 4 関係各大臣は、第1項第3号又は第4号の規定による勧告に基づき講じた施策について委員会に報告しなければならない。

# ( 案 )

## 国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定

条 文	検討項目	現 状	今後の方向	関係条文等
<p>( 国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定 )</p> <p>第 1 2 条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品を摂取することにより人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、及び抑制するため、国民の食生活の状況その他の事情を考慮するとともに、前条第 1 項又は第 2 項の規定により食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて、これが行われなければならない。</p>	<p>1. 基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民の食生活の状況その他の事情</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品健康影響評価の結果に基づき、リスク管理機関は、薬事・食品衛生審議会等における検討なども踏まえ、食品の安全性の確保に関する施策を策定。現在までに食品健康影響評価を実施した延べ 1 5 件のうち、「サウロパス・アンドロジナス(いわゆるアマメシバ)を大量長期に摂取させることが可能な粉末、錠剤等の形態の加工食品」について、厚生労働省は平成 1 5 年 9 月 1 2 日にその販売を禁止。</li> <li>厚生労働省においては、食品安全委員会における食品健康影響評価の結果に基づき、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、「食品衛生法」の規定により、食品添加物の指定と規格基準の策定、食品中に残留する農薬及び動物用医薬品の基準の設定、かび毒の規格の策定等を行っている。</li> <li>平成 1 5 年の食品衛生法の改正により、既存添加物について安全性に問題がある場合には既存添加物名簿から削除することができることとなったほか、食品中に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物についていわゆるポジティブリスト制が導入されるとともに、いわゆる健康食品について、人の健康を損なうおそれがない旨の確証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品の安全性の確保に関する施策は、食品健康影響評価の結果に基づき、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に行われなければならない。</li> <li>食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たって考慮すべき、国民の食生活の状況その他の事情としては、国民の食生活の状況、国際貿易ルールとの整合性、選択肢となる措置の実行可能性や費用などが含まれる。</li> <li>食品の安全性を確保する観点から、食品等について必要な規格基準の整備を進める。</li> <li>平成 1 5 年の食品衛生法の改正により導入された各制度について、その適切な実施を図る。</li> </ul>	

( 案 )

条 文	検討項目	現 状	今後の方向	関係条文等
		がなくとも、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があるときには、食品としての販売を禁止することができることとなったところである。		

# ( 案 )

## 情報及び意見の交換の促進

条 文	検討項目	現 状	今後の方向	関係条文等
<p>( 情報及び意見の交換の促進 )</p> <p>第 13 条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策の策定に国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、当該施策に関する情報の提供、当該施策について意見を述べる機会の付与その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。</p>	<p>1. 基本的考え方</p> <p>2. 関係者相互間の情報及び意見の交換 ( リスクコミュニケーション ) の方法</p> <p>食品安全委員会</p> <p>関係行政機関</p>	<p>食品安全委員会は、関係行政機関と連携して、リスクコミュニケーションの促進を図るとともに、そのあり方について検討を行っている。</p> <p>食品安全委員会は、その会議 ( 委員会及び専門調査会 ) を、「食品安全委員会の公開について」(平成15年7月1日付け決定)に基づき原則公開で行っているほか、同決定に基づき、委員会の議事録及び提出資料を原則公開し、評価結果、勧告、意見等を公表するとしている。なお、非公開で開催される会議についても、会議の議事録については暫定的に発言者氏名を除いた議事録を公開し、会議の開催日から起算して3年経過後に発言者氏名を含む議事録を公開することとしている。</p> <p>また、同年8月1日、消費者等からの問合せ等に対応するための窓口として、「食の安全ダイヤル」を食品安全委員会事務局内に設置している ( 電子メールによる受付も行っている )</p> <p>厚生労働省においては、審議会の公開、情報の公開など、食品の安全性の確保に関する施策の策定等の過程の公正・透明性を確保するための取組を進めるとともに、当該施策の策定に際して国民に意見を求めるパブリックコメントを実施している。</p>	<p>・ 引き続き、食品安全委員会と関係行政機関とが連携して、リスクコミュニケーションの更なる促進を図る。</p> <p>・ 食品安全委員会は、その会議を原則公開で行うとともに、評価結果、勧告、意見等を公表することによって、引き続き情報の提供に努めることとする。</p> <p>・ 食品健康影響評価の結果等を公表するとともに、必要に応じ、評価の開始から結果に至るプロセスを説明し、評価結果についてわかりやすく解説する。</p> <p>・ 食品の安全性の確保に関する施策についての情報の提供、パブリックコメントの実施、意見交換会の開催など、関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な措置を講じる。</p>	<p>( 所掌事務 )</p> <p>第 23 条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六 ( 略 )</p> <p>七 第 2 号から前号までに掲げる事務に係る関係者相互間の情報及び意見の交換を企画し、及び実施すること。</p> <p>八 関係行政機関が行う食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整を行うこと。</p> <p>2～4 ( 略 )</p>



( 案 )

条 文	検討項目	現 状	今後の方向	関係条文等
	<p>3 . 食品安全委員会の行う関係者相互間の情報及び意見の交換全体に関する総合的マネジメント</p>	<p>また、食の安全に関するホームページを開設するとともに、行政の取組や、情報提供のあり方に関する意見を電子メールにより受け付けている。</p> <p>さらに、政府広報など、食の安全性の確保に関する情報の積極的な発信に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産省においては、農林水産大臣と消費者等との懇談会を定期的開催しており、地方段階においても、随時地方農政局ごとに関係者との懇談会を開催しているほか、残留農薬をはじめ、個別テーマごとのリスクコミュニケーションを順次行っている。</li> </ul> <p>また、平成15年7月、消費者等からの問合せに対応するための消費者相談窓口を、農林水産省本省、地方農政局に続き、地方農政事務所にも設置した。</p> <p>食の安全に関する消費者等との意見交換会を関係府省で連携して行っており、10月15日現在、6回の意見交換会が3府省の協力により行われている。</p> <p>また、リスクコミュニケーション専門調査会においては、リスクコミュニケーションの手法、政府全体として望ましいリスクコミュニケーションのあり方について検討を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の分野におけるリスクコミュニケーションの経験も生かしつつ、政府全体として食の安全に関する望ましいリスクコミュニケーションのあり方の普及を図る。</li> <li>厚生労働省や地方公共団体の行う基準設定等に際しての国民・住民からの意見聴取、国民・住民等からの定期的な意見聴取（食品衛生法第29条の2の2、第29条の2の3）を含め、消費者、生産者、流通業者、加工業者等幅広い関係者を対象とした横断的リスクコミュニケーションを推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「委員会は、リスク管理機関が行うリスクコミュニケーションも含めた、リスクコミュニケーション全体の総合的マネジメントを実施する」</li> <li>「総合的なリスクコミュニケーションとして、委員会を中心に、リスク管理機関、消費者、生産者等幅広い関係者を集めた意思疎通の仕組みを設ける」（「今後の食品安全行政のあり方について」(平成14年6月11日食品安全行政に関する関係関係会議取りまとめ) )</li> </ul>

# ( 案 )

## 緊急の事態への対処等に関する体制の整備等

条 文	検討項目	現 状	今後の方向	関係条文等
<p>( 緊急の事態への対処等に関する体制の整備等 )</p> <p>第14条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止に関する体制の整備その他の必要な措置が講じられなければならない。</p>	<p>1. 基本的考え方</p> <p>2. 緊急時の情報連絡体制</p> <p>3. 緊急対策本部の設置</p> <p>4. 緊急時対応の方法及びマニュアルの作成</p>	<p>食品安全委員会は、「食品安全委員会緊急時対応基本指針（暫定版）」を作成し、緊急時における体制、連絡要領、緊急対策本部の設置の助言など緊急事態等における食品安全委員会の対応を定めた。</p> <p>厚生労働省は、「厚生労働省健康危機管理基本指針」、「食中毒健康危機管理要領」、「食中毒処理要領」及び「健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領」において、健康危険情報の収集、対策決定過程、対策本部等の設置、食中毒の原因究明対策、健康被害発生時の対応等を定めている。</p> <p>農林水産省は、緊急事態が発生した場合のセンター機能を担う危機管理対応チームを設置。緊急事態に備えた暫定的な危機管理マニュアルを作成中。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品の安全性の確保は、国民の健康への悪影響の未然防止が最も重要</li> <li>農場から食卓につながるフードチェーンを通じた情報収集、状況把握の必要性</li> <li>関係府省の十分な連絡・連携の必要性</li> <li>消費者への適切・迅速な情報開示</li> <li>平時からの都道府県、保健所などを通じた食品事故などの情報収集・伝達体制の整備</li> <li>関係府省間における緊急事態として通報を要する場合とそのルートの確立</li> <li>緊急対策本部を必要に応じ適切に設置</li> <li>緊急事態に対応するための関係行政機関における組織体制の整備</li> <li>食品安全委員会と関係行政機関は連携して、国がとるべき対応に</li> </ul>	

( 案 )

条 文	検討項目	現 状	今後の方向	関係条文等
			ついて緊急時対応マニュアルを作成・公表するとともに、食品の安全性に対するハザードのうち主要なものについては、個別に緊急時対応マニュアルを作成	

# ( 案 )

## 関係行政機関の相互の密接な連携

条 文	検討項目	現 状	今後の方向	関係条文等
<p>(関係行政機関の相互の密接な連携)</p> <p>第15条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の安全性の確保のために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられるようにするため、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、これが行われなければならない。</p>	<p>1. 基本的考え方</p> <p>2. 食品安全委員会とリスク管理機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品安全委員会</li> <li>・ 厚生労働省</li> <li>・ 農林水産省</li> <li>・ 環境省</li> <li>・ 地方公共団体</li> </ul> <p>等</p> <p>3. リスク管理機関相互の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生労働省</li> <li>・ 農林水産省</li> <li>・ 環境省</li> <li>・ 地方公共団体</li> </ul> <p>等</p>	<p>食品安全委員会とリスク管理機関の間での情報収集の範囲・体制、リスクコミュニケーションなどに関する定期的な連絡会議の開催。</p> <p>地方公共団体との連絡会議の開催。</p> <p>厚生労働省と農林水産省との間で局長レベルによる懇談会を年1～2回開催。</p> <p>「と畜場法」第22条及び「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」第40条の3の規定に基づき、厚生労働大臣と農林水産大臣との間の連絡及び協力を実施。</p> <p>厚生労働省と農林水産省との間で食肉・食鳥処理問題調整協議会を開催。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品健康影響評価、リスク管理及びリスクコミュニケーションに関し、関係行政機関相互間の連携の強化を図る。</li> <li>・ 食品安全委員会及びリスク管理機関は、政府全体として食品の安全性の確保に関する施策が整合性をもって適切に行われるように努めるものとする。</li> <li>・ 関係府省連絡会議や地方公共団体との連絡会議の定期的な開催</li> <li>・ 取極めの締結 食品安全委員会が評価を行う際のリスク管理機関との連携、リスク管理機関が食品健康影響評価に基づいてリスク管理措置をとる際の食品安全委員会との連携、危害情報の共有等</li> <li>・ 仕組みの設定</li> <li>・ 今後も、リスク管理機関相互の連絡及び協力を着実に実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「委員会は、リスク管理機関との間で、連携・政策調整の具体的な手法について取極めを締結・公表する」 (「今後の食品安全行政のあり方について」(平成14年6月11日食品安全行政に関する関係閣僚会議取りまとめ))</li> <li>・ 「リスク管理を担当する行政機関間(地方自治体を含む)の連携を強化するための具体的仕組みを設ける」 (「今後の食品安全行政のあり方について」(平成14年6月11日食品安全行政に関する関係閣僚会議取りまとめ))</li> </ul>

# (案)

## 試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置

条 文	検討項目	現 状	今後の方向	関係条文等
<p>(試験研究の体制の整備等)</p> <p>第16条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、科学的知見の充実に努めることが食品の安全性の確保上重要であることにかんがみ、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置が講じられなければならない。</p>	<p>1. 試験研究の体制の整備</p> <p>2. 研究開発の推進</p>	<p>食品の安全性の確保に関する試験研究を行う試験研究機関のうち、厚生労働省関係のものについては、国立医薬品食品衛生研究所が中心的な役割を担っているが、食中毒については、細菌学等の専門的知見を有する国立感染症研究所と、健康食品については、その有効性及び安全性についての知見を有する独立行政法人国立健康・栄養研究所等と、それぞれ必要な業務を分担している。</p> <p>他方、農林水産省関係の独立行政法人においては、食品の安全性の確保に関する研究開発の推進・強化を図るため、研究員の併任やポストドクターの採用等の弾力的な取組を実施。</p> <p>食品の安全性を確保するため、厚生労働省においては、食品中のプリオンや遺伝子組換え体等の検出技術の開発、遺伝子組換え食品、残留農薬、添加物、健康食品等の安全性に関する研究等を実施。</p> <p>また、農林水産省においては、「食品の安全性及び機能性に関する総合研究」をはじめ、食品の安全・安心を確保するための研究開発を重点的に実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最新の科学的知見に対応できる試験研究体制の整備を図る。</li> <li>食品の安全性の確保の観点から重点課題を明確化しつつ、食品の安全性の確保に関する研究開発の更なる推進・強化を図る。</li> <li>一般的な食品健康影響評価に関するガイドラインの作成</li> <li>関連分野における知見を結集するため、関係府省で連携を図りつつ、地方公共団体や民間等の能力を活用し、研究開発の更なる推進・強化を図る。</li> <li>食品の安全性の確保に関する試験研究を行う試験研究機関と食品安全委員会は、試験研究の推進に関し、十分な意思疎通を図る。</li> </ul>	<p>(食品健康影響評価の実施)</p> <p>第11条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 前2項の食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われなければならない。</p>

( 案 )

条 文	検討項目	現 状	今後の方向	関係条文等
	<p>3 . 研究成果の普及</p> <p>4 . 研究者の養成及び確保</p>	<p>食品の安全性の確保に関する研究について、その成果を広く国民に普及させるため、関係試験研究機関等のホームページに普及に移し得る研究成果を掲載しているほか、関係試験研究機関が、それぞれ又は連携して、年数回のシンポジウムを開催。</p> <p>厚生労働省においては、来年度の厚生労働科学研究費補助金による食品分野の研究事業において、若手研究者の育成の観点から、若手研究枠を設け、人材の育成に努めることとしている。</p> <p>また、農林水産省関係の独立行政法人においては、法人独自の長期在外研究員制度を設け、研究者を養成している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門誌への掲載や平易な言葉での国民への発表等の取組を推進する。</li> <li>・ 食品の安全性の確保に関する研究について、関係府省合同によるシンポジウムの開催、技術指導、研究報告書やパンフレットの配布等により、当該研究の成果の普及を図る。</li> <li>・ 食品科学の専門家の養成が必要</li> <li>・ 食品健康影響評価及びリスクコミュニケーションの専門家向けの研究会などを開催する。</li> <li>・ 海外の研究者・専門家の招へい、研究者の海外派遣を行うこと等を通じて、食品の安全性に関する高度な専門的知識を有する研究者の育成及び確保を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「リスク評価の体制整備に当たっては、国内におけるリスク評価の専門家の養成に努めるとともに、調査の委託や専門的知見の収集について必要がある場合には海外の学識経験者の活用を図る」 (「食品安全基本法案に対する附帯決議」(平成15年5月15日参議院内閣委員会))</li> </ul>

( 案 )

国の内外の情報の収集、整理及び活用等

条 文	検討項目	現 状	今後の方向	関係条文等
<p>( 国の内外の情報の収集、整理及び活用等 )</p> <p>第 1 7 条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、国民の食生活を取り巻く環境の変化に即応して食品の安全性の確保のために必要な措置の適切かつ有効な実施を図るため、食品の安全性の確保に関する国の内外の情報の収集、整理及び活用その他の必要な措置が講じられなければならない。</p>	<p>1 . 基本的考え方</p>         <p>2 . 情報収集の対象範囲</p>         <p>3 . 食品安全委員会における一元的な情報収集の実施</p>	<p>食品安全委員会は、関係行政機関の協力を得つつ、国の内外における食品の安全性の確保に関する情報を収集し、それを取りまとめ、関係行政機関と当該情報を共有している。</p> <p>厚生労働省は、検疫所、保健所等からの情報把握を行うとともに、関係試験研究機関からの情報収集を行っている。</p> <p>なお、平成 1 5 年 4 月から、国立医薬品食品衛生研究所において、食品に関する国内外の情報を収集する部署を新設。</p> <p>農林水産省は、平成 1 5 年 7 月に組織の見直しを行い、地方農政局、地方農政事務所等からの国内情報の把握を行うとともに、消費・安全局に国際室を新設し、海外における食品の安全性の確保に関する情報の収集を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係行政機関</li> <li>・ 国内関係機関</li> <li>・ 国際関係機関</li> <li>・ 関係国公的機関</li> <li>・ 学術雑誌、関係学会・団体</li> <li>・ 食品安全モニター、食の安全ダイヤル</li> <li>・ インターネット上のニュースサイト</li> <li>・ 新聞等マスメディア</li> <li>・ 委託調査、現地調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 急速に変化する国民の食生活を取り巻く環境に対応し、国民の健康への悪影響の未然防止という基本理念を実現するような情報収集</li> <li>・ 政府が収集している情報の一般への公開。個人情報等への配慮。</li> <li>・ 特に国内において危害の発生が予想されるような危害情報は、事前に国民に提供する。</li> <li>・ 関係行政機関相互間で、食品の安全性の確保に関する情報のより一層の共有を図る。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品安全委員会は、国の内外における食品の安全性の確保に関する情報を、関係行政機関と連携しつつ一元的に収集し、当該情報を</li> </ul>	<p>( 国民の健康への悪影響の未然防止 )</p> <p>第 5 条 食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品の安全性の確保に関する国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて講じられることによって、食品を摂取することによる国民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「委員会は、内外の危害情報を一元的に収集・整理する」  (「今後の食品安全行政のあり方について」(平成 1 4 年 6 月 1 1</li> </ul>

( 案 )

条 文	検討項目	現 状	今後の方向	関係条文等
			整理・分析し、データベース化する。 ・ 食品安全委員会と関係行政機関は、それぞれが運営するデータベースの相互連携を促進することにより、情報の有効かつ適切な活用を図る。	日食品安全行政に関する関係閣僚会議取りまとめ))



# ( 案 )

## 表示制度の適切な運用の確保等

条 文	検討項目	現 状	今後の方向	関係条文等
(表示制度の適切な運用の確保等) 第18条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の表示が食品の安全性の確保に関し重要な役割を果たしていることにかんがみ、食品の表示の制度の適切な運用の確保その他食品に関する情報を正確に伝達するために必要な措置が講じられなければならない。	1. 基本的考え方           2. 普及・啓発           3. 違反に対する監視	食品表示制度については、「食品衛生法」、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(以下「JAS法」という。 ) 「不当景品類及び不当表示防止法」等複数の法律に規定され、各府省間の連携が不十分なままそれぞれの観点から制度が運用されてきたため、同じ表示項目に異なる用語が使われることがあるなど、消費者・事業者双方にとってわかりにくいものになっている等の指摘があったところである。 これを受けて、平成14年12月に厚生労働省・農林水産省の審議会が共同で「食品の表示に関する共同会議」を設置し、15年3月24日に「期限表示の用語・定義の統一について」、同年8月6日には加工食品の原料原産地表示について、報告書を取りまとめるなど、食品衛生法及びJAS法に共通する表示項目、表示方法その他食品の表示に関する基準全般について検討を行っている。  厚生労働省・農林水産省が共同で、表示に関する消費者等からの相談、問合せを一元的に受け付ける相談窓口(ワン・ストップ・サービス)を開設。 厚生労働省、農林水産省等が連携して、食品表示制度に関するわかりやすいパンフレットを作成し、都道府県や消費者等に配布。  食品衛生法の表示基準に違反する食品の流通を防止するため、都道府県において一斉取締りや通常時の監視の一環とし	・ 食品表示が消費者にとってわかりやすいものとなるよう、引き続き、「食品の表示に関する共同会議」等において、食品の表示に関する基準全般について、広く国民からの意見も聴きながら、問題点や改善方策を検討する。           ・ 一元的な相談窓口(ワン・ストップ・サービス)の充実をはじめとした、関係行政機関における相談体制の連携の強化を図る。 ・ 食品の表示の制度や内容について、消費者が正しく理解できるよう、知識の普及・啓発に努める。   ・ 引き続き、食品表示に関する監視・指導の充実、関係行政機関における連携の強化に努める。	

( 案 )

条 文	検討項目	現 状	今後の方向	関係条文等
		<p>て表示監視を実施するほか、アレルギー表示やいわゆる健康食品など事案に応じた監視・指導の強化を実施。</p> <p>また、地方農政局及び地方農政事務所に、食品表示の監視を専門的に担当する表示・規格課を新設し、約2,000人の職員が食品表示の監視業務に専任。</p> <p>さらに、違反情報の伝達体制の整備等、関係行政機関における連携を強化。</p>		

# ( 案 )

## 食品の安全性の確保に関する教育、学習等

条 文	検討項目	現 状	今後の方向	関係条文等
<p>( 食品の安全性の確保に関する教育、学習等 )</p> <p>第 19 条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の安全性の確保に関する教育及び学習の振興並びに食品の安全性の確保に関する広報活動の充実により国民が食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるために必要な措置が講じられなければならない。</p>	<p>1. 基本的考え方</p> <p>2. 食品の安全性の確保に関する教育等の推進体制</p> <p>3. 食品の安全性の確保に関する教育等の重点事項</p>	<p>全国で約 3 万人の「食育推進ボランティア」が、食に関する正しい知識の提供の一環として、食品の安全性の確保に関する知識の普及・啓発に取り組んでいる。</p> <p>食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省において、食品の安全性の確保に関し、国民の知識と理解を深めるため、広報活動に取り組むとともに、施策に関する意見交換会の機会を設ける等の取組を進めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品の安全性の確保のためには、国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者が、それぞれの立場から、その責務、役割を果たす必要</li> <li>・ 消費者は、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深め、食品の安全性の確保に関する施策について意見を表明するように努めることがその役割</li> <li>・ 食品の安全性の確保に関する教育及び学習の振興並びに食品の安全性の確保に関する広報活動の充実を図る必要性</li> <li>・ 食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等は、相互に密接に連携して、消費者団体等の協力も得ながら、食品の安全性の確保に関する教育等を推進</li> <li>・ 食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省において、引き続き、食品の安全性の確保に関し、国民の知識と理解を深めるため、広報活動に取り組むとともに、施策に関する意見交換会の機会を設ける等の取組を進める。</li> <li>・ 「食品衛生月間」をはじめとする月間・週間等の取組を通じて、食品の安全性の確保について理解・認識を深める国民的な機運の醸成を図る。</li> </ul>	

# ( 案 )

## 環境に及ぼす影響の配慮

条 文	検討項目	現 状	今後の方向	関係条文等
<p>( 環境に及ぼす影響の配慮 )</p> <p>第 20 条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策が環境に及ぼす影響について配慮して、これが行われなければならない。</p>	<p>1. 基本的考え方</p> <p>2. 生産段階における環境影響の配慮</p> <p>3. 食品供給行程の各段階における配慮</p>	<p>「環境基本法」第 19 条においては、国の施策の策定に当たっては、環境に悪影響を与えることのないよう配慮しなければならない旨を規定している。</p> <p>例えば、「農薬取締法」において、農薬の登録の際に、その使用に伴う農作物を通じた人畜への被害の防止だけでなく、水質の汚濁や生態系等の周辺環境に及ぼす影響の防止も考慮して検査している。</p> <p>「循環型社会形成推進基本法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、容器包装ゴミや、回収・廃棄する食品・飼料・農薬等の廃棄物の発生ができるだけ抑制されるよう努めるとともに、回収した食品、飼料、農薬等を廃棄する場合には、これらの法律に基づき、適正に処理する必要がある、以上により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることとしている。</p>	<p>食品は、農場、漁場等の環境を直接の基盤として生産されること、その製造・加工・流通・販売・消費の各段階において化学物質の使用や廃棄物の発生に伴う環境への負荷が生じ得ることから、食品の安全性の確保に関する施策を策定するに当たっては、施策が環境に及ぼす影響についても十分に配慮しながら、そのために必要な食品供給行程の各段階における取組を進める。</p> <p>農薬・肥料等による生態系に対する影響の適切な評価と管理施策を充実するなど、引き続き農薬取締法等に基づき農薬・肥料等の使用による環境への負荷低減に取り組んでいく。</p> <p>引き続き、循環型社会形成推進基本法及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、容器包装ゴミや、回収・廃棄する食品・飼料・農薬等の廃棄物の発生ができるだけ抑制されるよう努めるとともに、回収した食品、飼料、農薬等を廃棄する場合には、これらの法律に基づき、適正な処理を進め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。</p>	